

長崎大学における障害者差別解消等の推進に関する規則における留意事項（病院）

長崎大学における障害者差別解消等の推進に関する規則（平成28年規則第19号。以下「規則」という。）第7条第2項及び第8条第4項に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに関する例（規則第7条関係）

規則第4条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は、次のとおりである。

なお、ここに記載する内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意すること。

（正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例）

- (1) 障害があることを理由に窓口対応を拒否すること。
- (2) 障害があることを理由に対応の順序を劣後させること。
- (3) 障害があることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒むこと。
- (4) 障害があることを理由に患者交流会等への出席を拒むこと。
- (5) 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害があることを理由に、来院の際に付き添い者の同行を求める等の条件を付けること。

第2 合理的配慮に関する例（規則第8条関係）

合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、規則第4条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、例としては、次に掲げるとおりである。

なお、これらの例はあくまでも例示であり、ここに記載する例以外であっても合理的配慮に該当するものがあること、また、個別の事案ごとに判断することが必要であることに留意すること。

1 合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例

- (1) 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡す

等すること。

- (2) 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡すこと。
- (3) 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりすること。
- (4) 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にすること。
- (5) 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設けること。
- (6) 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりすること。

2 合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の例

- (1) 筆談、読み上げ、手話等のコミュニケーション手段を用いること。
- (2) 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認すること。
- (3) 駐車場等で通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡すこと。
- (4) 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりすること。
- (5) 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現等を用いずに説明すること。
- (6) 知的障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記する等の配慮を念頭においたメモを、必要に応じて適時に渡すこと。

3 ルール・慣行の柔軟な変更の例

- (1) 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替えること。
- (2) 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意すること。
- (3) 電光掲示板等がよく見えるように、電光掲示板等に近い席を確保すること。
- (4) 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更すること。
- (5) 病院の敷地内の駐車場等において、障害者の来訪が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更すること。
- (6) 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等がある場合、当該障害者に説明の上、会場の状況に応じて別室を準備すること。
- (7) 非公表又は非公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認めること。

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに判断することが必要であることに留意する。

4 合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例

- (1) 体温調整障害を伴う患者から病室の温度管理について依頼があった際、「室温は一律に管理しているから特別扱いできない。」という理由で、保冷剤や氷枕の貸出等の代替措置を検討することなく対応を断ること。
- (2) 肢体不自由を伴う患者から、予約時間について公共交通機関で来院するため通勤混雑時間を避けてほしいと依頼があった際、「タクシーで来院すればよい。」と、調整を行うことなく対応を断ること。
- (3) 病院内の移動に際して支援を求める申出があった場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断ること。

5 合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例

- (1) 聴覚障害を伴う患者から、口の動きから内容を読み取るのでマスクを外してほしいと依頼された際、感染対策の観点からマスクを外さず、書面の交付、筆談、コミュニケーションボード等による代替措置を提案すること。
- (2) 聴覚過敏を伴う患者から、院内放送の音量を下げしてほしいと要望があった際、外来待機中は当該患者を院内放送が入らない個室に案内する等の対応策を提示し、緊急時等の都合から音量を下げることはできないと説明の上、当該要望を断ること。
- (3) 病院内の投票所で行われる不在者投票について、繁忙時に肢体不自由を伴う患者から投票所への付き添いを希望された際、繁忙時のため付き添いは出来ないが、投票事務担当が当該患者の病室へ来室し、病室での投票ができるようにすることができる旨を提案すること。

さらに、環境の整備は、不特定多数の障害者向けに事前的改善措置を行うものであるが、合理的配慮は、環境の整備を基礎として、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して個別の状況に応じて講じられる措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例は、次のとおりである。

6 合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例

- (1) 障害のある方への対応マニュアルを作成する（環境の整備）とともに、職員が患者一人一人の障害の状態等に応じた配慮を行うこと（合理的配慮）。
- (2) 視覚障害を伴う患者に対し、説明文書の点字版、拡大文字版、テキストデータ又は音声データの提供（環境の整備）を行うとともに、申し出があった場合、必要に応じて代読・代筆を行うこと（合理的配慮）。
- (3) 肢体不自由を伴う患者に対し、障害者専用駐車場の案内や多目的トイレの設置を行う（環境の整備）とともに、必要に応じて車いすの介助、荷物の搬送の補助等を行うこと（合理的配慮）。